別紙様式三（第33条第２項関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

写真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第39条第１項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

農林水産大臣　　印

押出スタンプ又は印

（以下略）

別紙様式三（第33条第２項関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

写真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第39条第１項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

農林水産大臣　　印

押出スタンプ

（以下略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～百八十八　（略） 百八十九　ジフェノコナゾール 百九十～四百六十六　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～百八十八　（略） （新設） 百八十九～四百六十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○運輸安全委員会規則第一号

運輸安全委員会は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）第三条の規定に基づき、運輸安全委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十八日

運輸安全委員会委員長　武田　展雄

運輸安全委員会運営規則の一部を改正する規則

運輸安全委員会運営規則（平成二十年運輸安全委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（意見の聴取前の手続） **第五条**　委員会は、次の各号に掲げる規定により原因関係者に対し意見を述べる機会を与えようとする場合には、当該各号に定め	（意見の聴取前の手続） **第五条**　委員会は、事故等調査に関する報告書の案（原因関係者に関係のある部分に限る。以下この条において同じ。）を作成し、